

価は主として日本とオーストラリヤで独立に進められてきた。オーストラリヤは1972年に漁獲量の増加が可能であるという報告を出したが、それは過去における表層漁獲量の増大に対応するものであろう。

日本の研究では本種の資源状態はかなり悪化している。1972-73年漁期には有効鈎数にして1.5億本という最高の努力が投入されたにもかかわらず漁獲量は4.2万トンで1959-60、1960-61年漁期の $\frac{2}{3}$ に留った。漁獲物の小型化はさらに進み4才魚か7才魚と同じ程度になり、しかも平均漁獲開始年令は1971-72年漁期の5.5才を下回ったと思われる。これは漁獲規制の強化の必要を示している。

なお開発初期オーストラリヤ北西沖合における産卵群は7-8%であって、加入が維持されているのが不思議でさえある。

おわりに基礎的な資料をとり、それを解析してゆくという地味な仕事は今後も続けねばならない。しかし、漁業の選択性が目立つて来ているので、CPUEの再検討が資源評価の国際的容認を得るためにも、そしてもちろん我が国の漁撈技術の改善のためにも不可欠となったこと、そしてそのためにいくつかの研究を進めようとしていることを付け加えたい。

### 文 献

- 遠洋水産研究所(1974)：昭和48年度マグロ資源調査研究経過報告。33p.
- FRANCIS, Robert C. (1973) : シミュレーションモデルによるキハダ漁業の解析。昭和47年度マグロ漁業研究協議会議事録、276-285、遠洋水産研究所、清水。
- 林繁一(1974)：各海域におけるまき網漁業の資源問題について。海外まき網漁業の現状と問題点、9-12、日本水産学会、東京。
- 林繁一、久米漸(1973)：自然死亡率、昭和47年度マグロ漁業研究協議会議事録、235-259、遠洋水産研究所、清水。
- Inter-American Tropical Tuna Commission(1973a):Annual Report 166p.
- Inter-American Tropical Tuna Commission(1973b):Assessment studies of the stock of yellowfin tuna in the eastern Pacific Ocean. Background Paper No. 2, 15p+8 figs. 29th Meeting.
- International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas(1974):Proceedings of the Third Regular Meeting of the Commission. 72p.
- Suda, Akira(ms.)Recent status of resources of tuna exploited by longline fishery in the Indian Ocean. Manuscript Presented to IOFC.

## 2. 海洋法とマグロ漁業

海老沢 志朗 (水産庁海洋漁業部)

今度開かれる海洋法会議は第3次海洋法会議である。1958年に開かれた第1次海洋法会議に

おいて、公海に関する条約、大陸棚に関する条約、漁業接続水域に関する条約等4つの条約が決まつたが、一番問題になつた領海の巾が決まらなかつた。その巾を決めるために開かれたのが1960年の第2次海洋法会議である。この会議で領海6海里、その外に漁業専管水域6海里を設ける提案があつたが、三分の二に一票足りなかつた。

その後、200海里等広い利用水域を宣言する国が現れ、そのため、領海、専管水域が混乱しては困るという気運が盛り上へた。そこで、1965年の国連総会で、1973年を目標に第3次海洋法会議を開くことが決議された。

先進国側が、海洋法については既に4つの条約があるので領海の巾だけを検討しようと主張したのに対し、発展途上国側は、4条約は自分達が独立する前にできたものであるから、この際、海洋法を全部洗へなおすべきだと主張し、多数決により後者がとりあげられた。

先ず3つの小委員会ができた。第1委員会が海底、第2委員会が漁業、領海等を含む海洋法全般、第3委員会が海洋汚染と科学調査を扱うことになった。

1973年11～12月にニューヨークで手続会議が開かれたが、表決について、先進国側は五分の四とか十分の九が必要であると主張し、発展途上国側は三分の二あれば充分であると主張し、決まらなかつた。そこで、1974年6月20日から8月29日までヴェネズエラのカラカスで開かれる第3次海洋法会議の第1週目を手續問題に当てるこことなつてゐる。

今後の会議の主要な問題の第一は領海の巾であるが、54ヶ国が12海里を主張しており、日本のように条件づきで支持している国を加えると80ヶ国になるので、12海里に落ちつくのではないかと言われている。

第二の問題の経済水域といふのは、200海里までは上部水域と大陸棚の両者について沿岸国の排他的な主権がおよぶ水域であり、したがつてその中に属している資源は全部沿岸国の物であるという考え方である。また、ラテンアメリカが唱えているパトリモニアル・シーは、大陸棚が200海里より外に張り出している場合には、大陸棚上であれば200海里の外であっても、その資源は沿岸国に属すべきであるという考え方である。

第三の問題は群島理論である。一つの国が幾つかの島で成り立つてゐる場合、その一番外の島の外側を線で結び、その中は領土と同じ内水としてその国の主権が強くおよぶ水域とし、その外に領海や経済水域を設けるという考え方である。

第四の問題は、中国などが唱えている考え方で、200海里の外の水域についても公海の自由は否定されるという主張がある。200海里の外の資源は人類共通の財産であるから、先進国がやってきて勝手にとるのは止めさせるべきであるという考え方である。

第五にサケ、マス問題がある。産卵河川を持っている国は、自分の国で産まれたサケ、マスに対しては、距岸距離に関係なく自国の優先権をおよぼさせることができるという意見である。

第六に国際海峡の問題がある。この海峡では、無害通行権といつて、領海の中でも自由に航行できる代りに沿岸国がある程度規制することができるという考え方を適用しようとするものである。例えれば、潜水艦は浮上して旗をたてて通れと言うことができる。従来は領海が3海里であったので、

ほとんどの海峡に公海の部分があったが、今度は、両岸から 12 海里ずつとると、ほとんどの重要な海峡に公海の部分がなくなる。こうなると、戦略上重要な役目を持っている潜水艦の潜水艦たる重要性がなくなる。それで、米、ソ等は無害航行権でなく、自由航行権を主張している。しかし、数の点でこの主張は通り難い。そこで、米ソは、国防上重要でない漁業の方で譲り、国際海峡の自由航行権を認めてもらうという取引きをする可能性が充分ある。

第七の問題である科学調査については、米、ソは自由であるべきと主張している。自由でないと、海図や地形図を自由に作ることができず、戦略上都合が悪くなるということで、ここでも沿岸国と対立している。

次に見通しについて述べる。200 海里にまで沿岸国の主権がおよぶという意見をはっきり表明しているか、支持している国は 75 ケ国、今度の会議に出席すると表明している国が 150 ケ国があるので、既に半分が賛成していることになる。現在のところ、反対が 13、内陸国が 29、海や大陸棚があっても狭くて 200 海里に抜けられない地理的不利国が 21 あるので、内陸国、地理的不利国の動向が今度の会議の動向の鍵を握っていると考えて間違はない。

そこで、先進国側もこれらの国を自分の方につけようと画策しているが、発展途上国の方も、諸問題を一括して南北の政治的対決を持って行こうとし、内陸国や地理的不利国に、自分の沿岸で魚をとらせる代りとして自分達につくよう工作している。そうした 1 つの現れであるが、ケニヤのナイロビで、国連の貿易開発会議の折に後進国であると名乗りをあげた 77 ケ国の閣僚会議が開かれる。108 ケ国が参加すると言っているので、この会議で一つの宣言なり行われると、三分の二以上の国がそちらにかたまることになり、ある程度の見通しがつくということになる。

それと、もう一つ先進国側に大きな問題がある。米、ソ、日、仏、英の五ヶ国は、先進国を中心的な国であるので、これらが力を合わせれば非常な影響力がある筈である。しかし、サケ、マス問題にもみられるように、団結しづらい状態にある。したがって、このことから、全体的情勢は暗いという見通しも成り立つ。ただ、対立が激しいので、今度の会議では決らず、早くても来年のウィーンの会議で決るのであろうから、条約が発効するのはそれから 2、3 年後と考えられる。

次に、国際水域の問題であるが、マグロ漁業については 200 海里の内も外も国際機関が管理するべきであるという主張がある。ただ、この中に 2 つの意見がある。先進国側は、管理と共に配分も国際機関で行うべきであると主張しており、沿岸国側は、管理はそれでよいが、200 海里の内側の配分については、沿岸国がとった余りをそこに来ている他の国で配分すればよいと主張している。

遠洋のマグロとカツオについて、200 海里内の漁獲量の全海洋の漁獲量に対する比を試算すると、マグロ 30% 弱、カツオ 15% となる。しかし、ここで群島理論がもし認められると、38% から 40% の海が含まれることになり、かなりの量の漁獲量が影響を受ける。

群島理論には基準がない。前回の会議の席で、アメリカもサンフランシスコ、ハワイ、アラスカを結んでその内を領海とすることができるという話があった。アメリカは笑って問題にしなかったが、このように混乱を生じる可能性がある。

それに、中国が主張しているように、200海里の外も公海の自由が否定されるとなると、どこかの海も金を払わなければとれなくなる。中国では、その経費を発展途上国への技術援助に使うと言っている。

次に、科学調査の問題であるが、200海里内の調査は、沿岸国の事前の許可、沿岸国の人への参加、結果の公表の約束が得られた時だけ認められるべきであると主張している。また、得られた標本は沿岸国の了承を得て持ち帰ること、標本が1つしかとれない時は沿岸国に渡すことと主張している。そうなると、公序船の収入予算の関係が大きな問題となる。

今後どのようにしたらよいかという点について私見も加えて述べる。これまでの入漁方式は、沿岸国の恣意で値段を釣り上げられるので長続きしない。対インドネシアでとられたような、技術、経済協力とか、国が一枚かんだ歯止めと一緒に一セットとしてするしかないのではないか。ペルー、ウルグアイに比べ、インドネシアは十分の一の負担ですむ。今後、相手国の規則を自分のものとして守り、国の金を使う関係から、食糧生産におけるマグロの必要性を国民に解ってもらうことが必要である。今のところ抽象的をことしか言えず、具体策がある訳ではないが、発展途上国側が南北問題を一貫してやろうとしているこのようないくには、こういった方向に進む以外方法はないものと考えている。

### 3. 東部熱帯太平洋におけるメバチのマグロはえなわによる

#### 漁獲深度と水温躍層

花 本 栄 二 (神奈川県水産試験場)

#### はじめに

東部熱帯太平洋海域は、日本のマグロはえなわ漁業にとって重要なメバチ漁場の1つとなっている。そこで、このメバチ漁場の特性を明らかにし、操業上の参考とするため、メバチの水平、鉛直分布を調べ、これらの分布と水温躍層、およびこれに関連する溶存酸素量との関連を調べた。

#### 1. はえなわの漁獲深度

三重県水産試験場の大勢丸により得られた漁研型深さ計の資料によると、はえなわの鉛の深度は海域により異なるが、 $13^{\circ}W$ 以東の海域においては、 $3^{\circ}N \sim 3^{\circ}S$  の海域を除くと、1、5番の鉛は $60 \sim 90m$ 、2、4番の鉛は $90 \sim 140m$ 、3番の鉛は $100 \sim 160m$ である。 $9^{\circ}S \sim 13^{\circ}S$  の海域では各鉛とも理論的計算深度に近く、はえなわは懸垂曲線を描いているものと思われる。

$3^{\circ}N \sim 3^{\circ}S$  の海域では、1、5番の鉛は $60 \sim 90m$ の範囲にあり、他の海域に比較して変わらないが、2、3、4番の鉛は浅く設置され、2、4番の鉛は $70 \sim 80m$ と $90 \sim 110m$ 、3番の鉛は $60 \sim 90m$ と $100 \sim 150m$ の2ヶ所でみられ、半分以上が1、5番の鉛の深度と同